

子ども・子育てにやさしい社会を実現するための提言

子どもの声や子どもの笑顔は、まちの活力や大人の笑顔につながる。子どもが健やかに育つこと、子どもと共に過ごすことは私たちの喜びでもある。

国においては、あらゆる取組・政策の中心に子どもを置き、常に子どもの最善の利益を第一に考える「こどもまんなか社会」の実現を掲げ、次元の異なる少子化対策の基本的方向を示す「こども未来戦略方針」を決定されるなど、政府を挙げて子ども・子育て政策を強力に推進しているところであり、大いに期待する。子ども・子育て支援施策の多くを担う地方としても、適切な役割分担のもと、国と強力に連携し、しっかりと役割を果たす決意である。

希望する誰もが安心して子どもを生み、育てることができる社会、子どもたちがその命を守られ、自分らしく、健やかに、安心して笑顔で暮らせる社会を実現するため、地方において真に実効性ある取組が展開できるよう、特に以下の項目について対策を講じられたい。

記

1. 実効性ある取組の展開について

- 子ども・子育て政策の強化に向けては、実務レベルも含め丁寧な調整や意見交換を行うなど、真に実効性ある取組が展開できるよう、地方の意見を反映すること。

2. 子ども・子育て予算の倍増と財源の安定確保について

- 子ども・子育て予算について、子ども一人当たりの家族関係支出で見て、OECDのトップ水準に引き上げるべく、企業を含め社会・経済の参加者全員が連帯し、公平な立場で、広く負担していく新たな枠組みを含め、財源の安定確保に向けて、国の責任において幅広く検討すること。
- 地方自治体の財政力に応じて子ども・子育て支援施策に地域間格差が生じることのないよう、児童手当の拡充をはじめとした国が全国一律で行うべき仕組みは、国の責任と財源において必要な措置を講じた上で実施すること。
- 子ども・子育て支援施策は、国が全国一律で行う施策と、地方がその実情に応じてきめ細かに行う地方単独事業が組み合わせることで、効果的なものとなる。国が全国一律で行う施策については、その充実に伴い生じる地方の財政負担について、国の責任と財源において確実に措置すること。また、地方がその実情に応じてきめ細かに行うサービスの提供や施設整備などについては、地方自治体の創意工夫が活かせるよう、国の責任において、地方財政措置を含め地方財源について確実に措置すること。

3. 子ども・子育て政策の強化について

(1) 子ども・子育てにやさしい社会づくりのための意識改革等

- ・ こども基本法の掲げる基本理念に則り、子どもが自立した個人として尊重され、その最善の利益が優先して考慮されるこどもまんなかの社会環境づくりに向けて、国民や事業者等の関心と理解を深めるための周知・啓発等を行うこと。
- ・ 男性は仕事、女性は家事・育児といった固定的な性別役割分担意識を解消することが、子ども・子育てにやさしい社会づくりの礎になると考えられることから、企業を含め社会全体の意識改革を進めること。
- ・ 国において子ども施策を策定・実施・評価するに当たっては、当事者である子どもや子どもを養育する者等の意見を反映する仕組みを構築すること。
- ・ 価値観やライフスタイルが多様化する中で、子ども・若者が主体的に将来を選択できるよう、家庭生活や家族の大切さについて考える機会をつくるとともに、妊娠・出産や性に関する正しい知識を習得し、自ら主体的に適切な判断ができるよう、発達段階に合わせたライフプランニング教育やキャリア教育、プレコンセプションケアを全国的に進めること。

(2) 男女ともに多様な働き方や妊娠・子育てとの両立を実現する労働・雇用環境の整備

- ・ 出産や子育て等との両立を推進するため、勤務間インターバル制度や選択的週休3日制度の導入等による長時間労働の是正、時間単位年次有給休暇やテレワークなどの多様で柔軟な働き方の制度化、男女問わず育児休業等が取得しやすい環境整備が促進されるよう、特に人的・金銭的制約の多い中小企業への支援を強化するとともに、社会全体における機運の醸成を図ること。
- ・ 不妊・不育症治療等が受けやすい休暇制度を創設するとともに、仕事との両立支援に向けた環境整備を促進すること。
- ・ 男女がともに子育てしながら、希望に応じたキャリア形成を可能とする仕組みを構築すること。
- ・ 将来の経済的不安を払しょくし、若い世代が結婚・出産に希望を持てるよう、同一労働同一賃金の原則のもとで、非正規労働者の正規雇用化の促進や働き方改革の推進による処遇改善を進めるとともに、リスクリングによる能力向上などを通じた構造的な賃上げを実現すること。
- ・ 女性の家事・育児等の負担軽減やデジタル人材の育成等のリスクリングによるキャリアアップの後押しなど、子育て世代への支援を拡充し、希望すれば確実に復職・再就職を可能とする仕組みを構築すること。
- ・ 子育て中の労働者が、子どものライフステージを通じて子育てへの参画が当たり前になる社会の実現に向けて、各種子育て支援制度の対象年齢の引上げや希望する働き方を選択できる制度の創設など、多様で柔軟な働き方を進めるために必要な法整備を早期に実現すること。

(3) 出会いから子育てまでのライフステージを通じた経済的支援の強化等

①出会い・結婚

- ・ 奨学金返還の負担が経済的・心理的な重荷となって結婚を躊躇することのないよう、従業員の奨学金返還を支援する企業への助成や地方自治体が行う奨学金返還支援制度への財政支援、過去の借入により返還が負担となっている方を支援する取組を充実すること。
- ・ 地域少子化対策重点推進交付金制度について、複数年にわたり同一事業が対象となるよう、更なる運用の弾力化を図るとともに、補助対象となるメニューの充実、補助率の引上げ及び確実な予算の確保を行うこと。
- ・ 結婚に向けた経済的不安を軽減するため、結婚新生活支援事業の所得要件の撤廃、補助対象経費の拡充及び補助上限額の引上げを行うとともに、都道府県主導型市町村連携コースの補助メニューを常設化すること。

②妊娠期

- ・ 不妊・不育症治療等について、これまでの助成制度より自己負担額が増加する場合もあることから、保険適用されたことによる影響を調査した上で、保険適用範囲の拡充など保険制度の見直しによる改善を図ること。また、独自に助成などの支援を行う地方自治体への財政的支援を講じること。
- ・ 小児・AYA世代のがん患者等に対する妊孕性温存治療に係る助成制度について、対象経費の拡大や助成上限額の引上げ、対象年齢の引上げなど更なる充実を図ること。また、研究促進を目的とした事業であることを踏まえ、地方負担分の財政措置を行うこと。

③子育て期

- ・ 多子・多胎児世帯に有利な税制・保険・年金制度等を構築すること。
- ・ 所得や地域等に関係なく、誰もが安心して子育てできる環境を整備するため、全国一律の子どもの医療費助成制度の創設について、国の責任と財源において必要な措置を講じた上で早期に実現すること。また、国民健康保険の子どもに係る均等割保険料の軽減措置対象年齢の拡大及び軽減割合の拡充を図ること。
- ・ 就労や障害の有無、所得等に関係なく、誰もが良質な保育等サービスを受けられるよう、幼児教育・保育の完全無償化を早期に実現するとともに、放課後児童クラブの利用料について無償化を含む負担軽減策を講じること。
- ・ 家庭の環境や経済状況に関わらず、子どもが希望する教育を受けられるよう、高等学校等就学支援金の支給対象拡大や上限額の引上げ、高校生等奨学給付金や高等教育の修学支援新制度の拡充等、高等学校・大学・専門学校等に関する教育費の更なる負担軽減を図るとともに、教育環境の整備について支援の充実を図ること。

- ・ 学校給食費の無償化の実現に向けては、学校給食に関する地域の実態等を考慮した上で、国の責任と財源による制度設計を行うこと。
- ・ 子ども・若者の健やかな成長、社会性や自己肯定感の形成に必要な自然・文化・社会交流などの体験活動に対して積極的に支援すること。

(4) 子ども・子育て世帯を対象とするサービスの拡充、教育の機会の確保・質の向上等

①伴走型支援と産前・産後ケアの拡充

- ・ 子育て世代包括支援センターや子ども家庭総合支援拠点などによる母子保健と児童福祉の一体的な推進を図るため、両機関が一体化したこども家庭センターの設置に係る要件等を早期に明示するとともに、コーディネート機能の強化や、サポートプラン作成等の新たな業務に対する専門人材の確保・育成に必要な財政支援等を講じること。
- ・ 妊娠時から出産・子育てにおける伴走型相談支援について、里帰り出産など住居地以外でも適切な支援が受けられるよう、必要な財政措置も含め制度化を図ること。
- ・ 心身ともに負担の大きい産後の母親が一時的に育児から離れ、心身ともに回復できるよう、産後ケア事業の制度拡充を図るとともに、レスパイトケアなどの更なる充実を図ること。
- ・ 住む地域等に関係なく、妊産婦や子どもたちの命、健康が等しく守られるよう、妊産婦や新生児、乳幼児への検査・健診の制度設計を行うこと。
- ・ 重症複合免疫不全症や脊髄性筋萎縮症など、早期発見、早期治療が可能となった希少難治性疾患について、新生児マススクリーニング検査を公費負担の対象とし、安定的かつ十分な財政措置を講じること。
- ・ 新生児聴覚検査について、新生児を対象に公費負担による検査が実施できるよう、安定的かつ十分な財政措置を講じること。また、聴覚障害の早期発見が可能となるよう、精密検査に必要な検査機器の購入に係る財政支援を行うこと。
- ・ 従来 of 対面や電話による相談体制から、いつでも、どこからでも相談できる体制を構築するため、アプリ等のデジタル利用を前提とした相談体制の整備に向けた財政支援を行うこと。また、アプリ等を通じて相談から行政手続きが完結できるよう、母子父子関連などの行政手続きにおける添付資料の省略等の技術支援を行うこと。

②子どもの健やかな育ちのための安全・安心の確保

- ・ 社会全体で子どもや子育て当事者を支える地域づくりの重要性について理解を深めるとともに、子どもたちが安全で安心して過ごせる子ども食堂をはじめとした子どもの居場所を広げ、社会と関わる力を養い、自己肯定感や自立に向けて生き抜く力を育む環境整備を推進すること。

- ・ かけがえのない子どもの命を救うため、予防のための子どもの死亡検証（CDR）について、国において個人情報収集や取扱い等の法令整備をした上で全国展開するとともに、検証結果の分析・評価などの仕組みを構築し、有効な予防策が講じられるよう取り組むこと。
- ・ 子ども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組み（日本版DBS）の導入に当たっては、子どもに直接関わる職に就く者や社会的養護に関わる者等の性犯罪歴をもれなく確認できるものとする。

③乳幼児期における教育・保育の充実等

- ・ 人格形成の基礎を培う乳幼児期の子どもの育ちや学びを保障するため、保育士・幼稚園教諭等の更なる処遇改善やキャリアアップ研修の充実、研修受講に伴う代替職員の配置など、乳幼児期の教育・保育の質の向上を図ること。
- ・ 保育士等の人材確保や負担軽減を図りつつ、待機児童やいわゆる育休退園等の早期解消、年度途中の保育ニーズに柔軟に対応するため、職員の配置基準改善を確実にを行うとともに、ICTの活用などによる業務改善及び安全確保策について継続的に検討すること。
- ・ 人口減少地域において地域特性に応じた持続可能な保育等サービスの提供が行えるよう、保育と児童発達支援の一体的な支援や保育施設の多機能化を図るための施設整備などの制度的・財政的支援を図ること。
- ・ 児童の多くが外国人である認可外保育施設においては、国の指導監督基準で求められている保育従事者数の要件を満たすことが極めて困難であるため、保育の質と安全の確保が認められる場合は配置基準を緩和すること。
- ・ 病児保育事業に係る医師、看護師及び保育士の人材確保や、広域連携などによるサービスの提供と利便性の向上に対する制度面・財政面での支援を充実すること。
- ・ 障害やアレルギー疾患など特別な配慮が必要な子どもへの適切な支援のための職員配置に対する制度的・財政的支援の拡充を図ること。また、保育所等で安心して医療的ケアを受け入れるための看護師等の加配や施設改修等に係る財政的支援を拡充すること。
- ・ 保育所等における使用済みおむつの処分の推奨に当たっては、施設で適切な処分が行われるよう、処分費用を公定価格に含めること。
- ・ 放課後児童クラブについて、待機児童の解消を目指すため、国の責任において施設整備や人員確保に資する安定的な財源を確保するとともに、放課後児童支援員の確保に向けた処遇改善の補助の拡充や補助要件の緩和など対策の充実・強化を図ること。

④質の高い公教育の実現

- ・ 教員の負担軽減と教育の質の向上を図るため、教員定数の一層の改善・充実を

図ること。特に、小学校高学年の教科担任制を推進するため、計画的な定数拡充を図るとともに、小学校低学年における教員業務支援員等の外部人材の活用に向けた財政措置の拡充を図ること。また、働き方改革の更なる加速化や処遇改善、志ある優れた教員の発掘・確保などに総合的に取り組むこと。

- ・ いじめや不登校、ヤングケアラーや医療的ケア児などの困難な環境にある子どもたち、日本語の話せない外国人の子どもたちへの支援を総合的に推進するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、医療的ケア看護職員の配置拡充や学校以外の多様な学びの場の整備について、補助率の引上げを含め、必要な財源を国の責任において確保すること。
- ・ Society5.0時代にふさわしい学校の実現に向け、GIGAスクール構想で整備された端末等を維持・更新する財源を国で確保すること。

⑤社会的養護の充実

- ・ 児童福祉司及びS V職員等の専門的人材の確保や育成、弁護士・医師等の助言・指導が円滑にされるための配置に向けた人材確保対策や財政支援を行うこと。
- ・ 児童福祉司等を養成する大学の学部・学科等の創設や運営への支援も含めた子ども家庭福祉分野の人材養成の充実を図ること。
- ・ 児童虐待事案への対応の支援として、児童福祉司等のリスク判断や人材育成に資するAIを活用したシステムの導入を全国で確実にを行うこと。
- ・ 子ども家庭総合支援拠点の設置において、児童人口規模の特に小さい自治体への家庭支援員の最低配置基準を緩和すること。
- ・ 社会的養護経験者（ケアリーバー）が孤立することなく安心して自立した生活を送れるよう、施設入所中の自立支援や退所後のアフターケアなど、当事者の状況に応じた取組を行うための財政支援を拡充すること。
- ・ 児童養護施設入所者等の学びや体験の機会を確保するため、小学生の学習塾費用を支援対象とするとともに、学習塾以外の習い事や大学生等多様な人との交流事業などについても幅広く対象とし、夢や進学を叶えられるよう支援を強化すること。
- ・ 児童家庭支援センターの安定的な運営及び設置促進のための財政支援を拡充すること。

⑥ヤングケアラー等への支援強化

- ・ ヤングケアラーの社会的認知度の向上と支援を進めていくため、法令上にヤングケアラーの定義などを明確化し、国や都道府県、市町村の役割分担を明らかにすること。また、国において、福祉、介護、医療、教育、労働など横断的な支援体制の構築や、ヤングケアラーや周囲の人が相談しやすい環境づくりを行うとともに、支援者の育成・確保を進め、地方自治体が地域の実情に応じた取組ができるよう財政措置を講じること。

- ・ 生活困窮世帯の子どもたちが夢や進学を諦めることがないように、重点的に学習・生活支援に取り組むこと。また、団体等と連携した食事の提供など、子どもや子育て家庭に寄り添った更なる支援を行うこと。

⑦障害児、医療的ケア児等支援の充実

- ・ 医療的ケアを必要とする障害児等の家族の負担軽減を図り、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、レスパイトサービスや日常生活用具の給付などの福祉サービスの拡充を図ること。
- ・ 医療的ケア児支援センター業務を行う医療的ケア児等コーディネーターなどの配置拡充について、補助率の引上げを含め、必要な財源を国の責任において確保すること。

⑧ひとり親家庭の自立促進

- ・ 協議離婚時の養育に関する取決めの義務化や養育費の立て替えや強制徴収の制度など、国による履行確保の強化に向けた具体策の早期の提示と地方の取組への支援を行うこと。
- ・ 母子家庭・父子家庭の世帯の平均年間収入が子どものいる全世帯の水準を下回っているなど、ひとり親世帯は経済的にも困難を抱えている状況を踏まえ、児童扶養手当の増額及び所得制限限度額の引上げを行うこと。また、多子加算額の増額及び支給額逓減措置の撤廃、年度途中の家計急変世帯への特例措置の創設を行うこと。

令和5年7月25日

全 国 知 事 会